

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

●安来市の人口構造

安来市の人口は、戦後緩やかに増加したものの、昭和 60 年の 49,616 人をピークに、以降減少が続いている。

令和 7 年 1 月末現在の人口は 35,045 人で、昭和 60 年対比 70.6%となるまで落ち込んだ。また、年齢構成を見ても、高齢者（65 歳以上）38.30%、年少者（14 歳以下）10.38%と、少子高齢化に歯止めがかからない状況にある。

●安来市の産業構造及び中小企業者の実態

令和 3 年経済センサス活動調査によれば、安来市の事業所数は 1,484 所で、その 99%以上を中小企業者が占める。

産業構造は下表のとおりであり、売上金額、従業員数ともに製造業が大きなウェイトを占めている。

売上金額 [百万円(全体比)]		従業員数 [人(全体比)]	
①製造業	153,914 (67.9%)	①製造業	5,409 (35.5%)
②卸売業・小売業	46,083 (20.3%)	②医療・福祉	2,454 (16.1%)
③医療・福祉	10,890 (4.8%)	③卸売業・小売業	2,074 (13.6%)

また、ハローワーク安来によると、令和 6 年 12 月の管内の有効求人倍率は 0.86 倍で、前年同月比で 0.8 ポイント減少している。しかし市内中小企業者の人手不足感は依然強く、これを解消しないと成長の機会が奪われる状況にある。

また、平成 29 年度、産業サポートネットやすぎ*が市内の事業者 998 人を対象に事業承継に関するアンケートを実施した。その中で、「後継者はお決まりですか」の問いに対し、「自分の代で清算・廃業予定」と回答したのが 120 人に上り、有効回答数の 43.6%を占め、後継者不足の現状を知らしめる厳しい結果となった。

*産業サポートネットやすぎ

島根県農業協同組合やすぎ地区本部、安来商工会議所、安来市商工会、安来市で構成される組織。産業振興会議には、オブザーバーとして公益財団法人しまね産業振興財団も出席している。

上記のとおり、市内中小企業者は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていけることは、喫緊の課題である。

（２）目標

このような中、安来市では、市内中小企業者の先端設備等の導入を後押しするため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定する。当計画に基づき、2 年間で 5 件の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

目標達成に向け、島根県農業協同組合やすぎ地区本部、安来商工会議所、安来市商工会、公益財団法人しまね産業振興財団等と連携し、市内中小企業者に積極的な制度活用を呼びかける。また、各機関の情報共有の場として、毎月開催される産業サポートネットやすぎ産業振興会議を有効活用しながら進めることとする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の目標伸び率を、年平均 3 % 以上とする。計画期間を 5 年間と定める中小企業者の場合、計画期間である 5 年後までの目標伸び率を 15 % 以上、4 年間の場合 12 % 以上、3 年間の場合 9 % 以上とする。

2 先端設備等の種類

1 に示したとおり、安来市の基幹産業は製造業であるが、その他にも多様な業種が安来市の経済、雇用を支えている。

令和 2 年 3 月に策定した第 2 期安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても「産業振興によって若者に魅力ある雇用の場を創出する」ことを基本目標の一つとして掲げており、広く産業の振興を図りながら中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。

よって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用に結びつく等の経済波及効果が希薄であることから、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

安来市は平成 16 年 10 月に 1 市 2 町が合併し、今の姿となった。市の面積は 420.93km²（東西約 22km、南北約 28km）で、中海に面する北部には製造業が集積し、中国山地に連なる南部では農林業が盛んである等、市域全体に各産業、中小企業者が分散して立地している。

このことから、広く中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

多様な業種が安来市の経済、雇用を支えており、広く中小企業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・事業とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している者は対象としない。